

船舶事故調査報告書

令和6年1月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	釣り客負傷
発生日時	令和4年11月20日 10時15分ごろ
発生場所	北海道小樽市小樽港 小樽港高島北防波堤灯台から真方位062°260m付近 (概位 北緯43°12.9′ 東経141°01.2′)
事故の概要	遊漁船シェイクは、航行中、釣り客1人が転倒して負傷した。
事故調査の経過	令和4年11月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 シェイク、9.93トン 200-32257北海道、有限会社アーツ 13.86m×3.07m×1.05m、FRP ディーゼル機関、503.80kW、昭和53年7月
乗組員等に関する情報	船長 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成21年5月14日 免許証交付日 平成31年3月4日 (令和6年5月13日まで有効) 釣り客A 61歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：波高 0.2～0.3m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客Aほか釣り客7人を乗せ、令和4年11月20日06時15分ごろ小樽港北方沖の釣り場に向けて同港の係留場所を出航した。(写真1参照)



写真 1 本船の状況

船長は、07時05分ごろ釣り場に到着し、釣り客に釣りを行わせていたところ、しだいに波が高くなってきたので、付近にいた僚船の船長と相談して帰航することを決め、船首甲板は波による船体動揺の影響が大きいので、釣り客を客室及び船尾甲板に誘導し、09時15分ごろ航行を開始した。

釣り客は、釣り客Aほか4人が客室に入り、残りの3人が船尾甲板でクーラーボックスやハッチに腰を掛けていた。

船長は、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、約8ノットの対地速力で本船を南進させ、小樽市高島岬西方沖を通過する頃には、波が低くなって船体の動揺が減少したと感じながら航行を続けた。

釣り客Aは、10時10分ごろ客室を出て、右舷船尾部で右舷方を向き、床面に座った姿勢で荷物の片付けをしていたところ、船体が動揺して体勢を崩し、仰向けの状態で転倒して床に後頭部を打った。

船尾甲板の中央で、クーラーボックスに腰を掛けていた別の釣り客（以下「釣り客B」という。）は、港が近くなったので、右舷側の釣り席に移動し、下を向いて荷物の片付けをしていたところ、「ドスン」という音を聞き、顔を上げたところ、頭を船首方に向けた状態で仰向けに倒れている釣り客Aを認めた。

釣り客Aは、意識はあったものの、手足が動かず、釣り客Bの呼び掛けに返答がなかった。

船長は、10時15分ごろ、船尾甲板にいた別の釣り客（以下「釣り客C」という。）が操舵室右舷側の窓をノックするので窓を開けたところ、釣り客Aが甲板上に倒れたとの連絡を受け、脳梗塞か心臓発作ではないかと思い、急いで港に戻るために、釣り客Cに釣り客Aの介抱と119番通報を依頼して操船を続け、10時30分ごろ小樽港の係留場所に戻った。

釣り客Aは、消防署が要請したドクターヘリで北海道札幌市の病院に搬送されたものの、脊髄損傷の疑いがあったので、当日中に北海道

	<p>美唄市の病院に再搬送され、頸椎脱臼骨折及び頸髄損傷と診断の上、約3か月の入院加療を要した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、甲板上に滑り止めとしてタイルカーペットが全面に敷き詰められていた。</p> <p>本船は、右舷側ブルワークに釣り竿用のロッドホルダーが設置され、同ホルダーの位置が各釣り客の釣り席とされていた。(写真2参照)</p> <div data-bbox="619 546 1378 1106" data-label="Image"> </div> <p>写真2 本船右舷側の状況</p> <p>本船の業務規程には、安全の確保のために「遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと」を釣り客に周知するよう定められていた。</p> <p>船長は、注意事項として客室入口に次のとおり掲示するとともに、ふだんから、自身が指示するまで船内を移動しないよう釣り客に口頭で注意していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船内での移動や喫煙、救命胴衣の着用等に関しては、船長の指示に従ってください。 <p>釣り客Aは、「航行中は船内を移動しない」という注意事項を理解していた。</p> <p>釣り客Aは、港に着くまで動かなければよかったと本事故後に思った。</p> <p>本事故当時、釣り客Aを含む釣り客数人は、港が近くなるとともに波が収まり、船体の動揺が減少したので、本船右舷側の自身の釣り席に移動し、片付けを行っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、小樽港内を南進中、釣り客Aが、床面に座った姿勢で荷物の片付けをしていた際、船体の動揺により、体勢を崩して仰向けに転倒したことから、床に後頭部を打って負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、小樽港内を南進中、釣り客Aが、床面に座った姿勢で荷物の片付けをしていた際、船体の動揺により、体勢を崩して仰向けに転倒したため、床に後頭部を打ったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 釣り客は、航行中、船長の指示があるまで船内を移動することなく、係留地に戻ってから荷物の片付け等を行うこと。 ・ 釣り客は、航行中、突然の船体動揺に備え、船内の不安定なもの（クーラーボックス等）には腰を掛けないこと。 ・ 釣り客は、航行中、突然の船体動揺に備え、ハンドレール等の船体構造物にすぐに掴まることのできる位置に座ることが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

